

全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２３７号
令和６年３月５日

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

質量販売における告示・通達改正に対するＱ＆Ａ更新について（お知らせ）

標記につきましては、全Ｌ協保安・業務Ｇ５第４８号令和５年６月２９日付けにおいて、令和４年７月１５日に改正された質量販売に関する液石法告示・通達に関するＱ＆Ａをお知らせいたしました。

この度、別添のとおり新たに質量販売における調査拒否、容器流出防止措置に関する２つのＱ＆Ａを追加いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本

質量販売における告示・通達改正に対するQ & Aについて

(一社)全国LPガス協会

目的

質量販売により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものに対して、保安機関の体制についての規制が緩和され、いわゆる緊急時対応30分の範囲から除外されることとなりました。

これを受け、事故や法令違反を防ぐため、実際に運用する場合の疑問点等に対するQ & Aを経済産業省産業保安グループガス安全室、資源エネルギー庁燃料流通政策室のご協力により作成いたしました。

作成日

令和5年6月29日

改訂日

令和6年3月4日 Q19、20を追加。

Q 1	今回の告示等改正について概要を教えてください。
-----	-------------------------

A 1	質量により販売された液化石油ガスを、屋台、キャンピングカー、キッチンカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガスの安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了した者が、液化石油ガス販売事業者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において、消費場所に到着して行う措置を行わないことについて液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、保安機関の体制に関する規制の一部が免除（緊急時対応（30分ルール））されるものです。
-----	--

ただし、その場合であっても、緊急時連絡（7号業務）については液化石油ガス販売事業者に実施する義務があります。

Q 2	「質量販売緊急時対応講習」とはどのようなものですか。
-----	----------------------------

A 2	講習の目的は、屋外で移動して液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備からガスが漏えいしているなどの緊急時において、容器バルブを閉止するなどの緊急時に必要な措置を消費者自らが行えるようにするためのものです。
-----	---

講習実施者については、通達の要件を満たし、かつ、経済産業省産業保安グループガス安全室の確認を受けた者が実施し、講習受講者には講習終了後に修了証が発行されます。

※詳細は以下のURLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/shitsuryohanbai.html

修了証は更新制ではなく、5年で自動的に失効することになっていますので、5年以内に新たに受講する必要があります。



講習は、個人のみが対象となりますので、法人の社員が講習を受けたとしても、法人名で修了証を取得することはできません。

なお、今回の告示等改正は質量販売緊急時対応講習修了証（以下、講習修了証）を有する消費者で、自らが緊急時に必要な措置を行うことに同意した消費者に対して、緊急時に必要な措置を自ら実施することを認めるというものですので、講習修了証を有する消費者でない場合や緊急時に必要な措置について自らが実施することに同意を得られない場合は、これまで通りの法令に従った範疇で、すなわち緊急時対応30分の対象として液化石油ガスを取引することになります。

Q 3 屋外移動の質量販売で講習修了証を有する消費者に対する緊急時対応30分の規制が免除されましたが、現場までの到着時間が30分を超えてもよいということでしょうか。

A 3 屋外移動の質量販売で講習修了証を有する消費者であり、かつ自らが緊急時に必要な措置を行うことと意思表示し合意書等に署名した場合、30分の範囲内外に係わらず、消費者自らが緊急時に必要な措置を行うこととなります。

※合意書についてはQAの9ページをご参照ください。

よって、液化石油ガス販売事業者は、当該消費者において緊急事態が発生したとしても、緊急時対応（6号業務）は30分の範囲内外に係わらず出動等の対応を行う必要はありません。

しかしながら、当該消費者等から連絡があった場合は、緊急時連絡（7号業務）を行う義務があります。

Q 4 講習修了証を有する消費者に屋外移動の質量販売をする場合、緊急時に必要な措置は消費者自らが実施することになりますが、14条書面に保安機関の名称等を記載する欄には、どの様に記載すればよいでしょうか。

A 4 液化石油ガス販売事業者は14条書面の緊急時対応（6号業務）の保安機関欄には、緊急時対応（6号業務）を行う保安機関名を記載します。

また、合意書に講習修了者の名前、有効期限を記載し、14条書面の備考欄に「有効期限内は消費者が緊急時に必要な措置を行い、万が一有効期限が切れた場合は当該保安機関が緊急時対応（6号業務）に対応する」旨を記載してください。

Q 5 質量販売の際に取り交わした合意書や講習修了証の控え、その他保安関係帳票は、販売契約が終了したあと、どのようにすればよいでしょうか。

A 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法）規則において、液化石油ガス販売事業者は帳簿を保存しなければならない場合を「一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る」と規定しています。

従って、法的には販売契約が終了した時点で廃棄できます。

しかしながら、例えば合意書には販売契約の終了に係わる記録が残されており、販売契約終了後概ね1年程度は保存することが望ましいと思われます。

Q 6 「質量販売緊急時対応講習」において損害賠償責任保険に関する科目が組まれていますが、講習修了証を有する消費者は保険への加入は任意でしょうか。

また、保険加入を販売の条件にすることはできるでしょうか。

A 6 保険への加入は任意です。

しかしながら、講習修了証を有する消費者自らが緊急時に必要な措置を行う場合、予期せぬ事故が発生するリスクがあります。事故に係わる多額の賠償責任を消費者自身が負う場合も想定されますので、保険への加入を勧めるようにしてください。

なお、販売に際し自主基準として個人賠償責任保険の加入を販売の条件とすることは可能です。

ただし、販売契約書等にその旨を記載し消費者と合意の上で販売することが必要です。

Q 7 屋外移動の質量販売には、どのような消費例がありますか。

A 7 通達においては、以下のように定められております。

- ・キャンピングカー

- ・キッチンカー

- ・屋台

など

Q 8 質量販売を行う場合、液化石油ガス販売事業者が負う保安責務とはどのような内容ですか。

A 8 質量販売の場合、容器から燃焼器に至る設備が消費設備であり、その維持管理責任は消費者にあります。液化石油ガス販売事業者には、供給開始時調査（1号業務）、定期消費設備調査（4号業務）、周知（5号業務）、緊急時対応（6号業務）、緊急時連絡（7号業務）の保安業務を実施する責務があります。

ただし、屋外移動の質量販売で、所定の講習を終了し、自らが緊急時に必要な措置を行うことに同意する消費者に対しては、緊急時対応（6号業務）を行う責務はありません。

なお、講習修了証が有効期限切れとなった場合、液化石油ガス販売事業者に緊急時対応（6号業務）を実施する責務が生じますので注意が必要です。

※液化石油ガス販売事業者は講習修了証を有する消費者には講習修了証の有効期限が切れた場合は緊急時対応（6号業務）30分以内で対応ができる範囲でガスを使用することを伝える必要があります。万が一、事故が発生した場合、緊急時対応（6号業務）が実行可能な範囲のものに限り対応し、困難な遠方の場合は消防等に連絡をすることになります。

※容器交換時等供給設備点検（2号業務）の実施について

質量販売の内、屋外移動の質量販売や20L以下の容器等の場合、容器交換時等供給設備点検（2号業務）を実施する必要はありませんが、大臣特認、高圧ガスと不可分なもの、特別事情により一定期間のもの、20L超えのカップリング容器において硬質管接続のもの等は、容器交換時等供給設備点検（2号業務）として、容器交換時の消費設備の調査を行う必要があります。

Q 9 キャンピングカー等に 8kg 容器 1 本に充填して質量販売しました。
容器を消費設備に接続せずに移動した場合と消費設備に接続して移動した場合、どの法律が適用されるのでしょうか。

A 9 移動の基準については液石法にその規定がないため、高圧ガス保安法（以下、高圧法）の規制を受けます。

従って、消費設備に接続せずに移動した場合は高圧法の移動の技術基準（高圧法第 23 条）の適用を受けます。

なお、移動時に燃焼器に接続されている（液化石油ガスを消費可能な）状態の場合は、移動と消費の両方の状態となるため、高圧法の移動の技術基準（高圧法第 23 条）及び同法の消費の技術基準（高圧法第 24 条の 5）並びに液石法の消費設備の技術基準（液石法規則第 44 条 2 号ロ）の適用を受けます。

（※）消費する意思の有無にかかわらず、消費が可能な状態で移動する場合にあっては、消費の技術基準への適合が求められます。

移動中にあっては消費を行わず、容器のバルブを閉めた状態で移動することが望ましいです。

Q 10 屋外を移動して消費する消費者に質量販売しました。使用後、容器が消費設備からはずされ、消費者の手元にガスが残った状態で容器が保管されています。
なお、容器は消費者の所有です。この場合、消費者との販売契約や保安業務はどのようになりますか。

A 10 容器が消費設備と接続されていない場合、高圧法の貯蔵の適用となり、消費者が高圧法第 15 条並びに高圧法液石則第 6 条第 2 項第 7 号及び同規則第 19 条(貯蔵の方法に係わる技術上の基準)に基づき適正に保管する必要があります。

また、ガスが残っているため液石法に基づく消費者との販売契約は継続中となりますので、消費設備(容器)に対する周知（5号業務）、定期消費設備調査（4号業務）等の保安業務を継続して実施する必要があります。

なお、残ったガスについて今後消費する見込が無い場合、液化石油ガス販売事業者が引取りをするか消費者が産廃事業者等に処分を依頼してもらうなど、販売契約を終了させるようにしてください。

Q 11 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」第 16 条(販売の方法の基準)関係 9.(2)に、移動消費の講習修了者が「密閉された車内で燃焼器（コンロ）を使用する場合は、換気等に十分注意するよう指導されたい。」と新たに記載されましたが、どのように対応すればよいのでしょうか。

A 11 「液化石油ガス法 Q&A 集」(高圧ガス保安協会発行)の中で、「キャンピングカー等(ワゴン車)中は、屋内又は屋外のいずれに該当するのか」という問いに対し、「キャンピングカーは車両であって本問は屋内外の定義には該当しない。

しかし、密閉された車内で燃焼器（コンロ）を使用する場合は屋内とみなし、保安の確保を図ることとする。また、使用できるボンベは内容積 20ℓ（8 kgボンベ）未満で、使用する場合は換気等に十分注意するよう指導されたい。」と記載されています。

従って、車内で燃焼器を使用する場合は容器の屋内設置と考え、都道府県協会などが販売している「質量販売用周知文書」と、合わせて「家庭用周知文書」のような換気や CO(一酸化炭素)に係わる記載がある周知文書を配布することが望まれます。

12 外国製のキャンピングカー等の場合には外国製の燃焼器・調整器が組み込まれていますが、供給してもよいでしょうか。

A 12 液石法で定められている消費設備調査を実施し、すべて消費設備の基準に適合していれば、外国製品であっても使用および供給することは可能です。

また、燃焼器・調整器に「特定液化石油ガス器具等、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油器具等（PS）」が貼付されていない場合であっても、消費設備調査を実施して適切であると判断した場合は使用が可能です。

なお、調査項目が適切に確認できない場合や基準適合性の判断が適切にできない場合は供給できませんので、交換など消費設備の改善を促してください。

Q 13 キャンピングカー等に対し、供給開始時調査（1号業務）や定期消費設備調査（4号業務）を実施する場合、液化石油ガス販売事業者(保安機関)が車輛等の保管場所に出向かなければならないのでしょうか。

A 13 調査等の保安業務の実施に際し、液化石油ガス販売事業者(保安機関)が車輛等の保管場所に出向かなければならない義務はありません。販売の方法に係わる内容ですので、液化石油ガス販売事業者(店)が独自に取り決め、販売契約書等に記載し消費者に説明すればよいと思われます。

なお、質量販売の定期消費設備調査（4号業務）については以下の通達が示されています。

【参考】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について
規則第16条第3号ただし書により一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する場合は、最初の容器引渡しの際に使用上の注意事項を記載した書面を手交するとともに、法令により4年に1回以上（経過措置期間にあっては、2年又は3年に1回以上）消費設備について調査することとなっている関係上、前記書面には期限内に販売所（保安機関で対応する場合にあっては保安機関）に当該消費設備を持込まれたい旨を記載して交付するよう指導されたい。

Q 14 講習修了証を有する消費者が緊急時に必要な措置を実施していた時、事故が発生し被害が生じた場合は、被害に対する責任の所在はどうなりますか。

A 14 事故の責任は、その原因等を踏まえ、事故ごとの個別判断となるため、一概に責任の所在を断言することはできません。

事故発生時の備えとして、「質量販売緊急時対応講習」の科目でも個人賠償責任保険への加入を推奨しています。

質量販売の場合は容器から燃焼器に至る設備が消費設備であり、その維持管理責任は消費者にあります。また、液化石油ガス販売事業者が負うべき保安責務(供給開始時調査（1号業務）や周知（5号業務）、緊急時連絡（7号業務）、定期消費設備調査（4号業務）等)の実施に際し何らかの不備があり、それが

事故の原因に係わる場合、液化石油ガス販売事業者(保安機関)にもその責任を問われる場合があります。

Q15 講習修了証を有する消費者が緊急時に必要な措置を行った場合、当該消費者は、その記録や報告を行う必要がありますか。

また、液化石油ガス販売事業者はどの様に対応すればよいでしょうか。

A15 講習修了証を有する消費者が緊急時に必要な措置は、保安機関として行う保安業務ではありませんので、液化石油ガス販売事業者に対する実施状況等の報告義務はありません。

ただし、高圧法第 63 条 2 項において、「所有し又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき、経済産業大臣又は都道府県知事は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。」と記載されており、質量販売の場合、所有者又は占有者とは消費者であり、報告の義務が消費者にあると考えられます。

しかしながら、実際の運用において、高圧法第 63 条による届出は殆ど液化石油ガス販売事業者が事故報告を行っているのが実態であり、発生した事故の実態を把握するためにも、消費者において事故や緊急時対応を実施した場合、消費者から液化石油ガス販売事業者へ報告が入る体制とし、液化石油ガス販売事業者を経由して当該行政に報告するようにするべきと思われます。

なお、消費者の液化石油ガス販売事業者への報告は、最後にガスを充填した液化石油ガス販売事業者宛に行います。

また、消費者の液化石油ガス販売事業者に対する報告は、14 条書面等に記載し説明するなど、消費者から報告が入るようにしておく必要があります。

Q16 液化石油ガス販売事業者は、キャンピングカー等の屋外を移動して使用する場合において、講習修了証を有する消費者の緊急時連絡（7号業務）を保安機関に委託する際には、どのような点に注意したらよいでしょうか。

A16 緊急時連絡（7号業務）の保安機関は、緊急時対応（6号業務）の保安機関等への出動要請を行いますので、液化石油ガス販売事業者は、講習修了証を有する消費者である旨の顧客情報を緊急時連絡（7号業務）の保安機関に伝達する必要があります。

質量販売の場合、あらかじめ供給する日時が予定されていない場合が想定されますので、容器の引渡し時点で、即座に緊急時連絡（7号業務）の保安機関へ顧客登録し適切に対応できるよう配慮することが必要です。

消費者が移動先で異なる液化石油ガス販売事業者からガスを補充して購入した場合、保安責務が補充した液化石油ガス販売事業者に移転することから、消費者から連絡があり次第、液化石油ガス販売事業者は当該顧客の抹消連絡を行う必要があります。

また、講習修了証の有効期限が切れた場合には緊急時対応（6号業務）の保安機関が緊急時対応（6号業務）を実施する必要がありますので、液化石油ガス販売事業者は講習修了証の期限管理をどの様にするかを緊急時連絡（7号業務）の保安機関とあらかじめ検討しておく必要があります。

【参考】液石法第 27 条の通達における「実行可能な範囲のものに限り」対応するとの記載に基づく

（保安業務を行う義務）

第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

一～三（略）

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、速やかにその措置を講ずる業務

通達 第27条（保安業務を行う義務）関係

1.～3（略）

4. 第1項 第4号中「災害が発生し」とは、現にガスが漏えいし、着火した事態等をいい、「発生するおそれ」とは、例えば ① ガスが漏えいしているが未だ発火、爆発に至っていない場合、 ② 燃焼器の燃焼状態が異常な場合等をいう。

また、「これに対する措置」とは、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のものに限り、それ以外は「これに対する措置」ではない。なお、明文の規定はないが、自分自身の安全が保証されない等正当な理由があれば、本項の業務は免除される。

Q17	質量販売した容器が災害により流出した場合や盗難にあった場合、また、消費者が失踪または亡くなった場合、販売契約や保安責務はどのようになりますか。
-----	---

A17 販売契約や保安責務の終了は、あらかじめ14条書面や契約時に液化石油ガス販売事業者と消費者間で取り決めを行うことを推奨します。

例えば、

①ガス又は容器(消費者所有容器又は消費者への貸し出し容器)が、災害その他の事由により喪失し、又は盗難にあった場合

・液化石油ガス販売事業者は警察へ盗難届、行政へ事故届を提出し、かつ消費者が盗難届等を出した旨を、販売事業者へ通知したことをもって、当該ガス又は容器に係わる販売契約並びに保安責務は終了したものという取り決めを、消費者と契約時に行う。

②消費者が転居、失踪等の何らかの事由により、消費者の所在が不明であり、かつ一切連絡が取れなくなった場合

・液化石油ガス販売事業者は簡易書留郵便等を送付し、郵便局から受領した、宛所に該当しない旨の返信等を証跡として記録することで販売契約並びに保安責務は終了したものという取り決めを、消費者と契約時に行う。

などが考えられます。

また、

③本人死亡の場合

・契約が相続人に引き継がれることになり、その後は、被相続人との間で結ばれた契約内容が適用されますので、その契約に沿って解約手続きを行うこととなります。

- ・その契約の解除の方法に、確認事項のような取り決めがあるのであれば、その方法が適用されることになりますので、例えば、販売事業者は新聞記事や住民票等の死亡を確認できる証跡を記録することで販売契約並びに保安責務は終了したものという取り決めを、消費者と契約時に行います。

- ・また、相続人が継続的にL Pガスを使用する場合は契約者の名称変更を行ってください。

なお、①②③いずれの場合であっても、液化石油ガス販売事業者は消費者が保管していたL Pガスの回収は継続的に努力する必要があります。

Q 18 質量販売したガスで、今後消費されないガスが残った場合、どの様にすればよいでしょうか。

A 18 消費されない残ガスは、速やかに液化石油ガス販売事業者が引き取るか、消費者が任意の液化石油ガス販売事業者や産廃事業者等に処分するように依頼し、消費者の手元に使用見込みのないガスが残らないようにしてください。

また、残ガスの引取りや処分について14条書面に記載するとともに、液化石油ガス販売事業者が引取る場合はその引取方法を14条書面に記載する必要があります。

なお、消費者の手配で残ガスを処分する場合、処分後速やかに液化石油ガス販売事業者に連絡するよう14条書面に記載し消費者の了解を得ておく必要があります。消費者からの処分の連絡を受けた時点で販売契約は終了となりますので、受付記録(メモ等)を必ず残すようにしてください。

※残ガスの処分は、高圧法第25条に規定する廃棄の基準に従って行う必要があります。

Q 19 屋外移動の質量販売に対して販売事業者が行う容器流出防止措置はどのように実施したらよいでしょうか。

A 19 屋外を移動して使用される消費者に対しては容器の鎖掛け等は場所によってはできないことが想定されることから供給開始時調査を行う際に周知文書等で河川等の洪水・浸水の恐れのある場所で使用する場合は、特に注意して使用する旨の説明を行ってください。

なお、2 kg以下の容器は容器流出防止措置の対象から除外されますが、同様に説明することが望ましいでしょう。

また、屋内に設置使用されている容器(車輦内設置含む)は対策を行っているものとみなされます。

Q 20 屋外移動の質量販売の消費者に対する定期消費設備調査に際し、何度も連絡を取ったが応じてもらえない場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A 20 液石法基本通達「第34条(保安機関の業務等)関係」において、「供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。」こととなっています。屋外移動の消費者については、移動して使用する形態であることから、訪問以外に電話、メール、FAX等による方法で連絡するようにし、三回以上訪問または連絡しても所有者又は占有者から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとみなすことができます。

なお、定期消費設備調査に応じてもらえるようできるだけ努めてください。

合意書（案）について

赤枠内は今回の告示改正で講習修了者に質量販売を行う場合に確認する事項のため、必須となります。

なお、講習修了証の確認は必要ですが、講習修了証のコピーを取る場合は記載の必要はありません。

また、それ以外の項目については案として作成しましたが、実際の契約の際には各社で項目を設定されることが必要となります。

●●●●販売店殿 (販売店連絡先 ●●●-●●●-●●●●)		
合 意 書 (案)		
L P ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費するにあたり、下記のとおり内容を理解し、かつ遵守してL P ガスを使用することに合意いたします。		
☐ 貴社(店)および貴社(店)が委託した保安機関が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定されている、緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことに合意し、かつ、緊急時においては、自らの責任において所要の措置を行います。 ☐ L P ガスの販売契約時に、「質量販売緊急時対応講習」修了証の控えを提出します。 また、販売契約の締結後、講習を再受講し新たに修了証を取得した場合、直ちに控えを提出します。 ☐ 「質量販売緊急時対応講習」修了証の有効期限内のみで使用します。 (修了証No:) (有効期限: 年 月 日)		
☐ 販売契約をした際の使用用途および消費設備以外には使用しません。(車輛番号:) ☐ L P ガス容器と調整器や配管、燃焼機器との接続及び取り外しは、自ら(本契約者)のみが行うものとし他の者には行わせません。 また、L P ガスを契約者以外が消費する場合、契約者立会いのもとL P ガスを消費させます。 ☐ 貴社(店)から貸与された容器は、____年 ____月 ____日までに返却します。 また、期日迄に返却できない場合、契約時に預け入れた容器貸与保証金と相殺する必要があることを予め承諾します。 ☐ 他のL P ガス販売店でL P ガスを充てんした場合は、電話又は書面、メール等をもって遅滞なく貴社(店)に連絡します。 尚、貴社(店)から貸与された容器には、他のL P ガス販売店のL P ガスを充てんしません。 ☐ 反社会的勢力に該当しません。 ・ 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではありません。 ・ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではありません。 ・ その他前各号に準ずるもの。		
年 月 日 (住所) (連絡先) (署名)		
※上記に該当する項目□にチェック(✓)を入れて下さい。 ※この合意書は、本契約が継続されている限り有効です。 ※ご提出いただいたお客様の個人情報につきましては、L P ガスに関する保安業務等でご利用させていただきます。		

【自社(店)記入欄】					
販売契約の終了日		年 月 日		[②③④の連絡方法]	
①	貸与容器返却	②	他社補充充填	③	残ガス廃棄処分
④	その他(所在不明、容器盗難紛失、修了証期限切れ、他)				来店・電話・FAX・郵送 その他()